

平成二十一年二月三日受領
答弁第五八号

内閣衆質一七一第五八号

平成二十一年二月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出パレスチナのガザ地区を実効支配しているハマスに対する政府の認識等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出パレスチナのガザ地区を実効支配しているハマスに対する政府の認識等に
関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、ハマスを平成十五年九月三十日の閣議了解によりテロリスト等に対する資産凍結等の措置の対象となったテロリスト等一団体と認識している。

三について

政府として、米国政府の認識についてお答えする立場にない。

四について

平成二十年十二月二十九日に中曽根弘文外務大臣とリヴニ・イスラエル副首相兼外務大臣、平成二十年十二月三十一日に麻生太郎内閣総理大臣とオルメルト・イスラエル首相、平成二十一年一月三日に麻生太郎内閣総理大臣とアッバース・パレスチナ自治政府大統領、平成二十一年一月七日に中曽根弘文外務大臣とモツタキ・イラン外務大臣、平成二十一年一月十三日に中曽根弘文外務大臣とアブルゲイト・エジプト

外務大臣との間で、それぞれ電話協議を実施した。

五について

平成二十年十二月三十一日に行われた麻生太郎内閣総理大臣とオルメルト・イスラエル首相との間の電話協議は永田町の同内閣総理大臣の事務所において、平成二十一年一月三日に行われた麻生太郎内閣総理大臣とアツバース・パレスチナ自治政府大統領との電話協議は同内閣総理大臣の私邸において、それぞれ実施した。四についてでお答えした他の電話協議は外務省において実施した。

六について

我が国が今般実施を表明した一千万ドルの人道支援は、国際機関を通じて実施するものであり、御指摘は当たらないと考えている。